

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	2-4
処分の種類	特別指定希少野生動植物事業を行うものに対する指示等			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第19条第2項			
処分の概要	知事は、第17条第1項の規定による届出をして特別指定希少野生動植物事業を行う者が第19条第1項の指示に違反した場合においてその特別指定希少野生動植物事業を適正化して希少野生動植物の保護に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、その特別指定希少野生動植物事業に係る特別指定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			